

宮城ブロック総合評価委員会

設立趣意書

国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所等においては、これまで公共工事の品質確保及びその向上を図るため、価格と品質が総合的に優れた内容の契約である総合評価方式の実施によって請負者の技術力評価を契約に取り込んできたところです。

今般、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行に伴い、総合評価を実施する工事に関する評価方法、落札者の決定等について、「第三者機関」により、審査していただく仕組みを整備することとしました。

このため、東北地方整備局仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所等における総合評価方式の中立かつ公正な審査・評価の確保を図るほか、宮城県内の地方自治体の要請に応じた発注者支援を目的として、「宮城ブロック総合評価委員会」を設立するものであります。